

認証制度に関するQ&A

番号	分類	質問	回答	備考
1	全般	認証制度を取得するメリットを教えてください。	本制度は、飲食店の感染症対策の徹底を図るために、必要な対策を実施されている店舗を県が現地調査を通じて認証する制度です。本認証を取得することで、県から認証ステッカーをお送りするので、お客様に対して感染症対策を行っていることをアピールすることができます。また、県のウェブサイトにおいて、地図上の表示も含め積極的にPRする予定です。	
2		認証の取得は義務ですか。	認証の取得は義務ではありませんが、飲食店における感染拡大防止を図るため、積極的に認証をとられるようお願いいたします。なお、認証の有無に関わらず、各施設においては、認証基準や業種別ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底をお願いいたします。	
3		認証には、費用がかかりますか。	認証申請に要する費用は、無料です。なお、申請書作成等にかかる経費は、自己負担となります。	
4		認証を取得すれば、新型コロナウイルス感染症の発生は必ず防げますか。	感染防止には「施設設備」、「事業者・従業員の取り組み」、「利用者の協力」などの総合的な対策が必要です。そのため、認証を取得すれば、必ず発生を防げるものではありませんが、感染防止対策を適切に実施することで、感染のリスクを下げる可以考虑とします。	
5		どのような店舗が認証制度の対象となるのでしょうか。 なぜ、宅配専門店、テイクアウト専門店、キッチンカー等が対象外となったのでしょうか。	食品衛生法第55条第1項に基づく許可を得た事業者が、香川県内において、飲食店営業又は喫茶店営業を行う店舗が対象となります。 食事をする際、マスクを外し、かつ人と対面するなど、感染リスクが高まることから、本制度は、広く県民等が利用する飲食スペースを提供している飲食店等を想定しており、その場で飲食する場を提供していないテイクアウト・デリバリー専門の飲食店やキッチンカー等については、対象外としています。	

6		<p>新型コロナウイルス感染症が流行する以前は、客席を設けて食事を提供する営業形態でしたが、現在は、従来の客席を残したままテイクアウト・デリバリー専門の飲食店に営業形態を変更しています。認証を受けることはできますか。</p>	<p>テイクアウト・デリバリー専門店から飲食のための客席を設けて食事を提供する以前の営業形態に戻した場合は、認証の対象施設となります。</p>	
7	対象	<p>社員食堂やホテルは認証制度の対象となりますか。</p>	<p>社員食堂は、従業員向けの福利厚生施設であり、食事を提供する対象が従業員に限定されるため、認証の対象外となります。ただし、社員だけでなく、広く県民等が利用する場合は、認証制度の対象となります。</p> <p>ホテルについても、ルームサービス等宿泊者にのみに食事を提供する営業形態のホテルは、本制度の対象外となりますが、広く県民等が利用できるレストランや宴会場などを営業されている場合は、本制度の対象となります。</p>	
8		<p>イートインスペースを有するコンビニ等も認証の対象となりますか。</p>	<p>本制度は、飲食の場を提供している飲食店等を想定しており、飲食の場を提供することを主たる目的としない店舗については、対象外となります。</p>	
9		<p>フードコートに入っている店舗についても、認証の対象となりますか。</p>	<p>フードコートに入っている店舗についても、本制度の対象となりますが、他の一般的な店舗と同様に、飲食する場のテーブル間の配置やテーブル上のアクリル板の設置等の対策が必要となります。</p>	

10	申請	認証申請は店長や支配人の名義で行えば良いですか。	申請者は、飲食店等の営業許可証に記載されている事業者の名義で行ってください。但し、複数の飲食店が共同して店舗を開設しているなど、ご不明な場合は、個別にご相談ください。
11	認証	認証を取得するには、認証基準の全てを満たす必要がありますか。	認証基準は必須項目とアピール項目に分かれています。認証を取得するには、必須項目の全てを満たす必要があります。ただし、例えばビュッフェに関する必須項目は、ビュッフェを実施していない施設では満たす必要はありません。
12		アピール項目とは何ですか。	認証の必須項目ではありませんが、さらなる感染防止対策をとっていることをアピールできる項目です。ウェブサイト上に、アピール項目において記載いただいた内容を掲載することを予定しています。
13		今後、認証基準に変更はありますか。	認証基準は、現在の新型コロナウイルスの性質や流行状況等を踏まえて作成されています。変異株の発生や流行状況等、今後の感染状況に応じて認証基準は変更・追加される可能性があります。

14	<p>認証基準</p>	<p>認証基準が変更・追加された場合は、既に取得した認証はどうなるのですか。</p>	<p>認証基準の変更・追加がある場合は、その内容は、ウイルスの性質の変化や流行状況等に応じたものとなります。</p> <p>感染防止という観点から、一般的には既に取得した認証を維持するには、変更・追加された内容に適合することが必要になると想定されます。</p> <p>認証基準が変更・追加された場合は、その対応について別途お知らせします。</p>	
15		<p>認証取得後、継続的に基準を満たしているかは、どのように確認をするのでしょうか。</p>	<p>認証店に対して、定期的に現地調査を実施することを予定しています。また、お客様からご意見があるなど、県が再度の調査が必要と認めた場合は、随時、現地調査を行うことがあります。</p>	
16		<p>新型コロナウイルス感染症が終息した後、認証制度はどうなるのでしょうか。</p>	<p>認証制度は、新型コロナウイルス感染症の状況等を踏まえ、必要の都度見直しを行う予定ですが、終息した後については、未定です。</p>	
17	<p>現地調査</p>	<p>現地調査はどのようなものですか。</p>	<p>現地調査では、県から委託を受けた調査員が原則2名お伺いして、アクリル板や消毒液の設置や配置場所、注意喚起の掲示物など、申請された内容どおり実施されているかを確認します。その他、感染対策の取組内容等について、口頭でお聞きしますので、調査時に対策内容を説明できる方の立会をお願いします。</p>	